

公益財団法人鎌倉風致保存会々員規程

平成9年10月6日制定

(趣旨)

第1条 この規程は公益財団法人鎌倉風致保存会（以下、保存会という）定款第47条に定める会員について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 鎌倉市内の自然の風光と豊かな文化財を後世に伝えるため、保存会の各種事業に参加、協力する。

(会員)

第3条 保存会の趣旨に賛同し、次条に定める会費を納入した者とする。

(会員の種類および会費)

第4条 会員の種類および会費は次のとおりとする。

- | | | |
|----------|-----|---|
| (1) 一般会員 | 年会費 | 3,000円 |
| (2) 家族会員 | 年会費 | 500円（一般会員の家族に限る） |
| (3) 学生会員 | 年会費 | 500円 |
| (4) 法人会員 | 年会費 | 10,000円以上 |
| (5) 協力会員 | 年会費 | 保存会の事業に協力する諸団体、事業者、神社仏閣等を会員とする。 |
| (6) 永年会員 | 年会費 | 個人については10万円以上、法人については50万円以上の寄付をもって会員とみなす。 |

(会員の特典)

第5条 会員証の受領の他、情報提供、保存会事業への優先参加、協力事業者からの便宜提供を受けることができる。

(会員の期間)

第6条 会費を収めた事業年度とする。ただし、協力会員と永年会員を除く。

(会員総会)

第7条 会員総会（以下、総会という）は、事業年度に1回、招集して開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催できる。なお、招集しての開催が困難な場合には、幹事会の議を経て、書面にて開催することができる。

- 2 会員は総会で議決権を持つ。ただし、家族会員と協力会員を除く。
- 3 総会の決定は、出席者若しくは書面決議書の過半数をもって行う。
- 4 総会で会員の中から幹事を選任する。なお、総会を書面にて開催する場合は、幹事が推薦した会員の中から幹事を選任する。
- 5 会員に係る事業計画は総会に諮る。また、事業実績の報告を受ける。

(幹事会)

第8条 幹事で幹事会を構成する。

- 2 幹事は11人以上20人以内とし、その任期は1事業年度とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 幹事会は幹事の三分の一以上の出席をもって成立する。
- 4 幹事会の決定は幹事の過半数をもって行う。
- 5 幹事会は幹事の中から代表幹事1人、副代表幹事2人を選任する。
- 6 代表幹事は幹事会を代表し、副代表幹事は代表幹事を補佐する。
- 7 幹事会は総会を招集し、議事案件の提案を行う。
- 8 幹事会は総会で決定した事項について事業を執行する。
- 9 幹事会は評議員等の選任にあたり、候補者を評議員会に推薦することができる。
- 10 幹事会は保存会の業務の執行について理事長に意見を述べることができる。

(表決権等)

第9条 各幹事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため幹事会に出席できない幹事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の幹事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した幹事、又は他の幹事を代理人として評決を委任した幹事は、幹事会に出席したものとみなす。
- 4 幹事会の議決について、特別の利害関係を有する幹事は、その議事の議決に加わることができない。

(専門部会)

第10条 幹事会の中に専門部会を置き、幹事はいずれかの専門部会に属する。

- 2 専門部会は幹事とその他の希望する会員で構成する。
- 3 専門部会はその部会に属する幹事の中から代表を選任する。
- 4 専門部会は次のとおりとする。また、幹事会は必要に応じて新たに専門部会を設置できる。
(1) 総務部会 会員制度の運営等について
(2) 歴史文化部会 調査・研究・啓発等について
(3) みどり部会 緑地、遺跡等の保全について

(事業年度)

第11条 毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(委任)

第12条 この規程の施行について必要な事項は、理事会において定める。

附 則（平成9年10月6日）

平成10年度の事業年度はこの規定にかかわらず、事業開始の日から平成11年3月31日までとする。

附 則（平成13年5月15日）

この規程は平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成22年2月22日）

この規程は当財団が公益財団法人の認定を受け、その登記を完了した日から施行する。

附 則（平成23年5月19日）

この規程は平成23年5月19日から施行する。

附 則（平成24年5月17日）

この規程は平成24年5月17日から施行する。

附 則（平成29年3月28日）

この規程は平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日）

この規程は令和5年4月1日から施行する。